

指名競争入札に係る受注者の手持ち工事制限について

平成 26 年 3 月 20 日
茨城町総務企画部財政課

現在、茨城町の発注する建設工事については、事業者間の受注の均衡を図るため、受注者の手持ち工事件数に制限を設けていますが、平成 26 年 4 月から一部取扱いを変更し、次のとおりとします。

1. 手持ち工事件数の制限について

茨城町の発注した建設工事の手持ち件数の上限は、原則として下表のとおりとし、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事の工種ごとに適用する。また、この 4 工種の手持ち工事の合計件数が 5 件となる場合についても制限を適用する。

工 種	手持ち工事件数	工 種	手持ち工事件数
土木一式工事	3 件	舗装工事	2 件
建築一式工事	2 件	水道施設工事	2 件

2. 手持ち工事の期間について

落札者（低入札価格調査となった場合の最低価格入札者を含む。）となったときから工期末日（受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長した場合は、当初の契約工期末日とする。）までとする。ただし、工期末日までに完成検査を完了した場合は、完了日までとする。

3. 手持ち工事からの除外対象について

請負金額 130 万円以下の工事、随意契約による発注工事及び災害復旧など急を要する工事については、手持ち工事の件数から除くものとする。